

## 第4章 計画の基本構想



## 第4章 計画の基本構想

### 基本目標 1 男女がお互いに認め合い尊重し合う社会づくり

#### 重点目標 1 男女共同参画への意識づくり

国内において、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきています。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった考え方や、ジェンダー（社会的性別）に基づいた偏見や性別役割分担意識は、現在も社会に根強く残っており、このことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっています。一方、働き盛りの男性にとっても、共働き世帯の増加や親の介護などに取り組むことが求められており、労働時間の改善等が課題となっています。

男女共同参画社会の実現を図るには、根強く残る性別役割分担意識を市民一人ひとりが見直すことが重要です。そのためには、職場、家庭、地域といった様々な場において、社会制度や慣行を見直す機会を増加させるとともに、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を図っていく必要があります。

#### 現状と課題

市民アンケートの結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が36.4%と、前回調査時より8.3ポイント減少しました。固定的な役割分担意識は徐々に解消されつつあるといえますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という考えが残っている状況です。

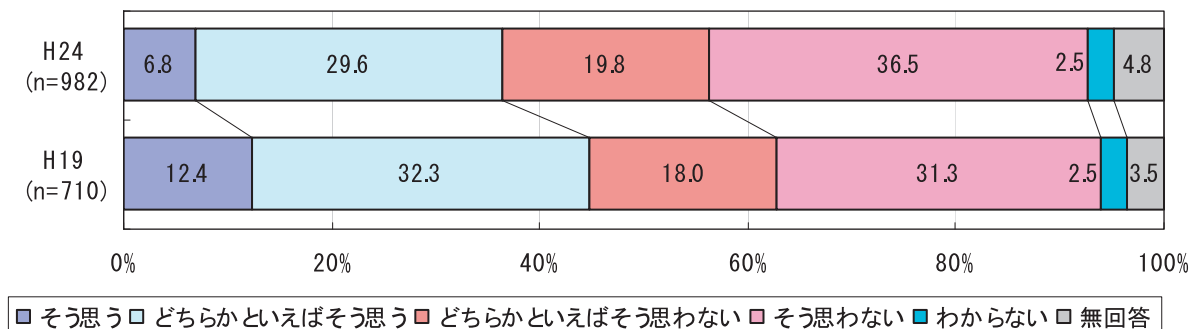
また、「男女共同参画社会」という言葉については、「よく知っている」と回答した人は前回調査時より5.4ポイント増加しているものの、「ジェンダー（社会的性別）」については、前回とほぼ同じく約6割の人が「知らない」と回答しています。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の周知度は43.2%となっており、近年の新たな考え方もあわせて、効果的な啓発方法を検討し、実施していく必要があります。

本市では「広報うんぜん」において、センター日より「はぴねす通信」を毎月掲載し、男女共同参画に関する啓発に取り組んでいます。

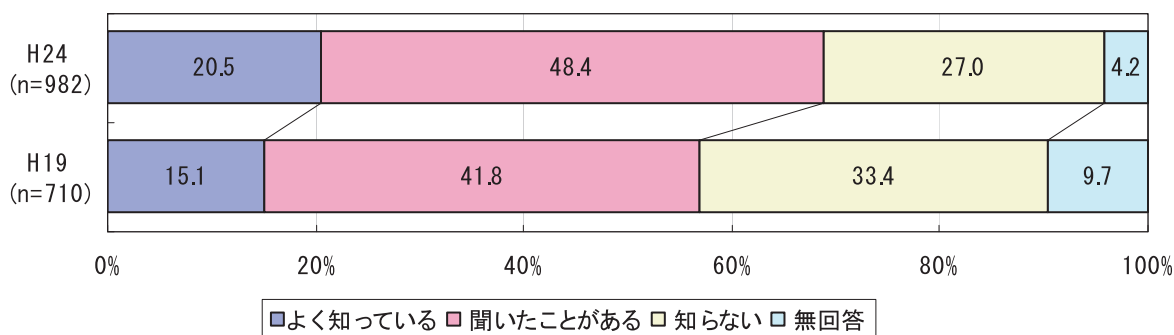
今後もわかりやすい情報提供に努めるとともに、市民が男女共同参画に関心を持つよう、内容等の充実にも努める必要があります。

【「男は仕事、女は家庭」について】



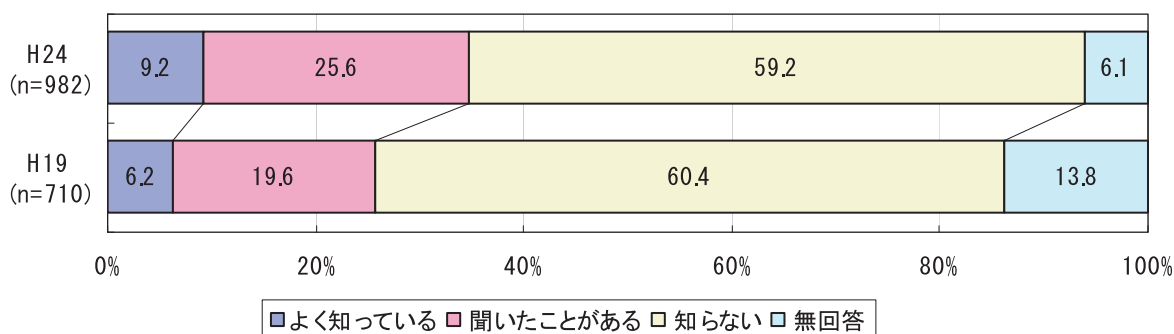
資料：市民アンケート調査（平成24年）

【男女共同参画社会について】



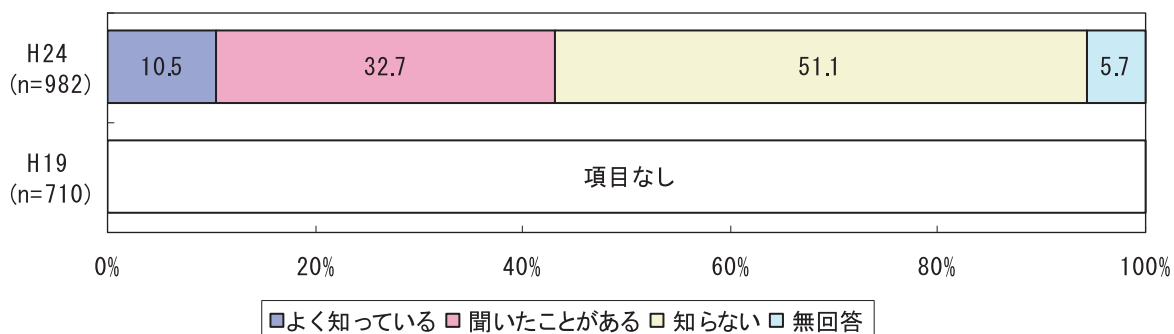
資料：市民アンケート調査（平成24年）

【ジェンダー（社会的性差別）】



資料：市民アンケート調査（平成24年）

【ワーク・ライフ・バランス】



資料：市民アンケート調査（平成24年）

施策の基本的方向

1. 意識改革及び社会慣行の見直しの促進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画社会についてわかりやすい広報・啓発に取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

施策項目	取り組み内容	担当課
①広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「男女共同参画社会」の実現に向けた理解が一層進むよう、「広報うんぜん」や市のホームページなどのあらゆる機会や媒体を活用し、市民にとって親しみやすい広報、啓発に努めます。</li> <li>● 男女共同参画のための講演会、講座などを開催し、広く市民の意識啓発を図ります。</li> <li>● 男女共同参画に関連する用語の周知と正しい理解の促進に努めます。</li> </ul>	政策企画課 商工労政課
②ともに社会を担う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに、見直すべき社会慣行例を情報発信し、男女共同参画意識の啓発を図ります。</li> <li>● 地域のしきたりや慣習が、男女共同参画に配慮され、固定的な性別役割分担意識の解消が図られるよう、男女がともに社会をつくっていく主体であるという意識づくりを推進します。</li> </ul>	政策企画課

## 2. 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

男女共同参画に関するあらゆる情報収集を行い、意識啓発のための情報提供を図ります。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女共同参画に関する市民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画の改定時だけでなく、市が開催する講演会や事業の場などの機会を通じた意識調査の実施に取り組みます。</li> </ul>	政策企画課
②取組情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国、県、雲仙市男女共同参画センターの取組の紹介や、地域における男女共同参画社会の実現に向けた活動などの情報収集に努め、市民に対する積極的な情報提供に取り組みます。</li> </ul>	政策企画課



## 重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成され、特に、乳幼児期における保護者の言動や考え方、あるいは地域社会にあるしきたりなどは、子どもの考えや行動に大きな影響を及ぼします。このため、性別に基づく固定化された意識を見直し、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進する必要があります。

また、子どもたちが将来、自立した女性・男性としてともに協力し、活力ある社会を実現するためには、乳幼児期、学童期における家庭や保育所、幼稚園、学校などでの健康・性・DVに関する正しい理解の促進も非常に重要となります。

さらに、地域社会における生涯学習の取組の中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

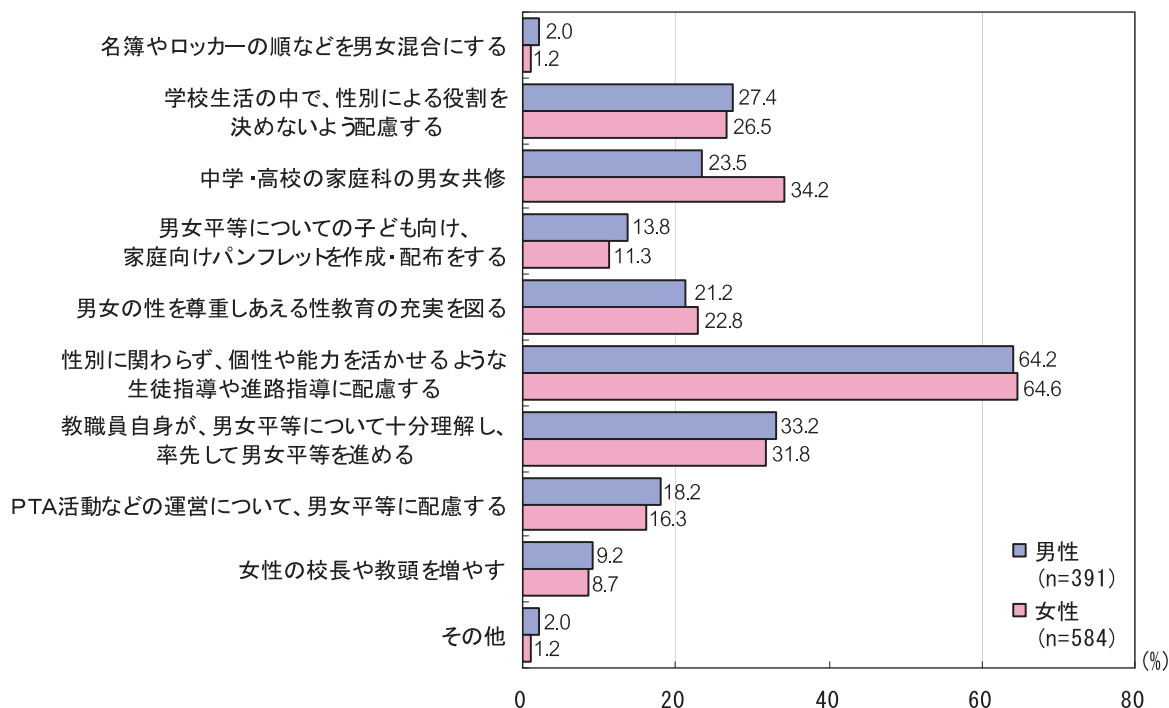
### 現状と課題

本市では、これまでも子どもの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育を推進してきました。

市民アンケートでは、学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいこととして、「性別に関わらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」を選択した人の割合が最も高くなっており、性別に関わらず児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような指導が求められています。

さらに、乳幼児期や学童期に限らず、生涯にわたって多様な学習機会が確保されることも必要であり、定期的な学習会の開催やテーマ、開催時間等を工夫した学習機会の提供など、生涯学習の充実を図るとともに、更なる参加促進に努め、男女共同参画意識を推進することが重要です。

【学校教育において、配慮してほしいことや力を入れてほしいこと】



資料：市民アンケート調査（平成24年）

施策の基本的方向

1. 成長期における男女平等への理解の促進

子どもの発達段階に応じ、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばすことができるよう、学校等における指導面からの男女共同参画の推進と充実を図るとともに、家庭における学習機会の充実に向けた取組を進めます。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	● 子どもの発達段階に応じ、男女が互いに互いの人権を尊重する教育を、様々な学習機会を通じて推進します。	学校教育課
②教育・保育関係者に対する啓発	● 教育・保育関係者が参加する各種研修会等において、男女共同参画の理念の啓発に努めます。	子ども支援課 学校教育課

施策項目	取り組み内容	担当課
③進路指導・キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、計画的・組織的な進路指導を図ります。</li> <li>● 職場体験や介護体験などの実施により、自分らしい生き方を実現するための能力等の育成を図ります。</li> </ul>	学校教育課
④教育内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭科教育等において、男女が互いに協力して家庭を築くことの大切さについて認識させるなど、男女共同参画の視点も含めた内容の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課
⑤男女共同参画の視点を踏まえた学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内小・中学校において、セクシュアル・ハラスメント委員会を設け、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。</li> </ul>	学校教育課
⑥あらゆる機会を捉えた家庭での男女共同参画についての意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種講座やセミナー、研修会などの学習機会や、「広報うんぜん」、ホームページ、情報紙など様々な媒体を活用して、家庭での男女共同参画推進に向けた継続的な啓発を行います。</li> </ul>	政策企画課

## 2. 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

地域社会における生涯学習の取組の中で、男女共同参画意識を高める学習機会を積極的に提供し、市民の参加促進を図ります。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解を深めるために、公民館の生涯学習講座、各種子育て講座等の学習機会の提供に努めます。</li> </ul>	政策企画課 子ども支援課 生涯学習課
②生涯学習に対する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習に関する情報の収集に努め、各種情報誌、市のホームページなど、あらゆる媒体を通じて、見やすさに配慮した情報提供を行い、市民の主体的な学習活動を支援します。</li> </ul>	政策企画課 生涯学習課
③生涯学習活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮を行うなど、参加しやすい環境づくりを推進します。</li> </ul>	政策企画課 生涯学習課



### 重点目標3 人権の尊重

すべての暴力は被害者の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。セクシュアル・ハラスメント防止や、ストーカー行為など、女性への暴力に関する法律が順次施行され、その根絶に向けた取組が進められていますが、現在でも男性からの暴力によって女性が被害者になる場合が多く、その背景には、固定的な性別役割分担意識や男女の経済力の格差、上下関係など構造的な問題が指摘されています。このことは男女共同参画社会を目指す上で大きな妨げとなっており、克服すべき重要な課題となっています。

今後も継続して女性への暴力の実態把握に努め、被害者に対する救済・支援体制の充実に努めると同時に、暴力は性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないということが理解される社会の構築が重要です。

また、男女それぞれの身体的な特性についても正しく理解し、尊重し合うことが大切です。特に、女性には、妊娠や出産のための身体機能が備わっており、更年期障害、乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に直面する可能性があり、これらに伴う心のケアも重要です。そのため、女性特有の健康問題や身体的な機能について、男性の理解を促すとともに、女性の意思や健康が十分に尊重される社会の構築が重要です。

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で安心して暮らしていけるよう、就職支援や生活環境の整備、各種サービスといった、自立した生活を送ることがするための仕組みづくりも必要です。

#### 現状と課題

女性に対する暴力について市民アンケートの結果を見ると、ドメスティック・バイオレンスについては、身体的暴力がそれに該当するという認識はかなり広がっていますが、精神的な暴力や性的な暴力、経済的な暴力については、まだ十分な理解が進んでいるとはいえない状況です。実際にドメスティック・バイオレンスの被害を受けたことがある女性も多く、今後、このような女性に対する暴力をなくすためにも、生命の大切さや他者の人格を尊重することの大切さについて教育・啓発を進めるとともに、関連法令の周知徹底に努め、あらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けた取組が必要です。

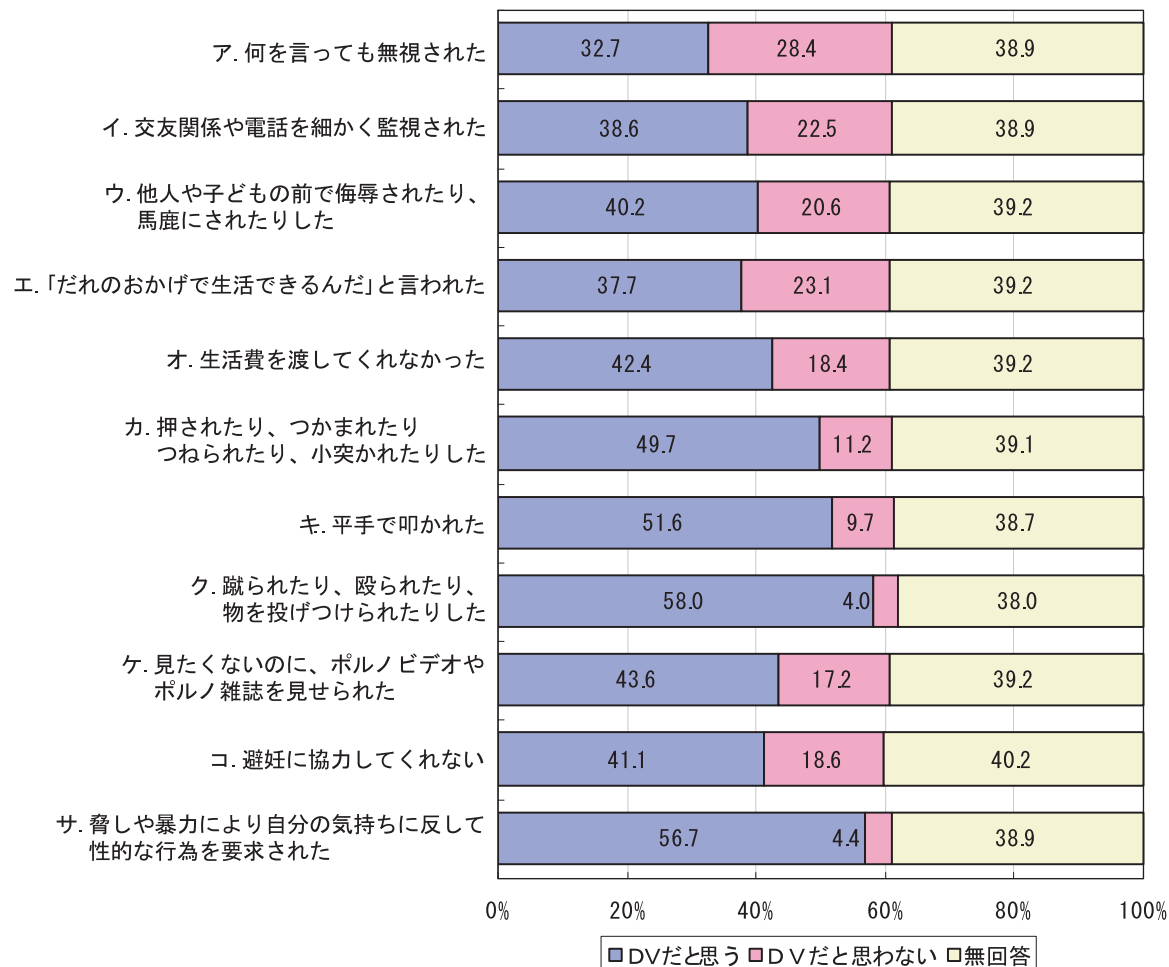
また、相談窓口の連携や充実など支援体制を整備し、暴力被害にあった女性の心のケアや被害者の安全確保の体制を整備することが重要です。市民意識調査の結果を見ると、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの被害にあった女性の相談先としては、「友人、知人」や「家族、親族」が多いという結果ですが、「相談したかったが、相談しなかった」人や「相談しようとは思わなかった」と回答した人もかなりの多数にのぼります。これらの中には、相談窓口を知らなかったり、相談しても無駄と考えたりする人がいることも考えられます。今後そのような状

況が解消されるよう、相談窓口や相談できる内容についての周知徹底に努めることが重要です。

生涯を通じた女性の健康支援としては、「平成 21 年度女性特有のがん検診推進事業」により、特定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がんおよび乳がん検診手帳および無料クーポン券の配布を行っていますが、乳がん健診受診率が 28.3%、子宮がん検診受診率が 24.6%、骨粗しょう症検診受診率が 8.8%となっており、高い水準にあるとはいえない状況です。今後も、受診しやすい検診機会の確保と、さらなる周知に努めるとともに、安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のこころやからだの悩みなどについても気軽に相談できる体制の充実に向け、「雲仙市健康づくり計画健康うんぜん 21」に即した市民の健康づくりを推進していくことが重要です。

さらに、子どもたちが健全な異性観を持ち、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して、性教育や思春期健康教育をさらに充実させる必要があります。

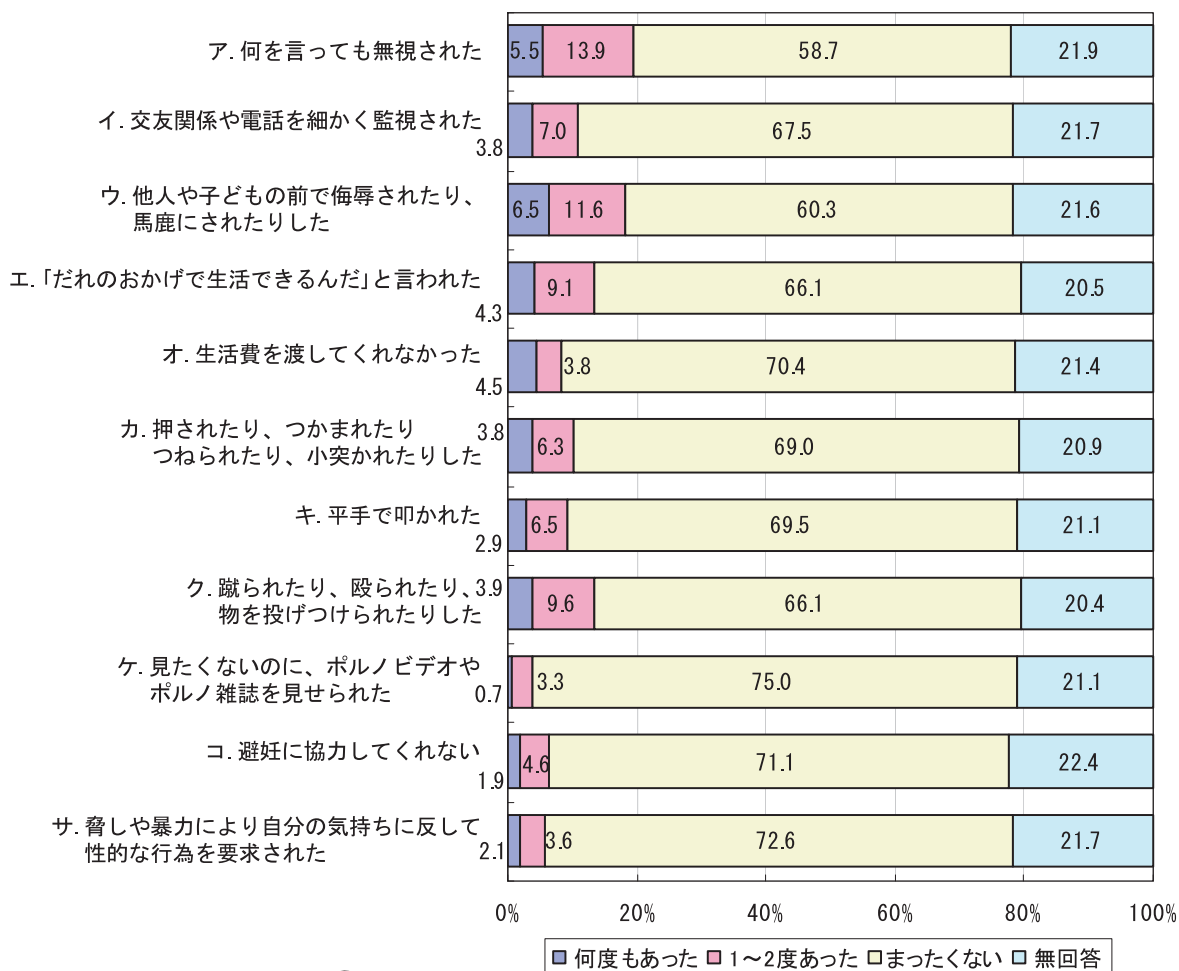
【ドメスティック・バイオレンス（DV）の認識度】



資料：市民アンケート調査（平成24年）

【ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験】

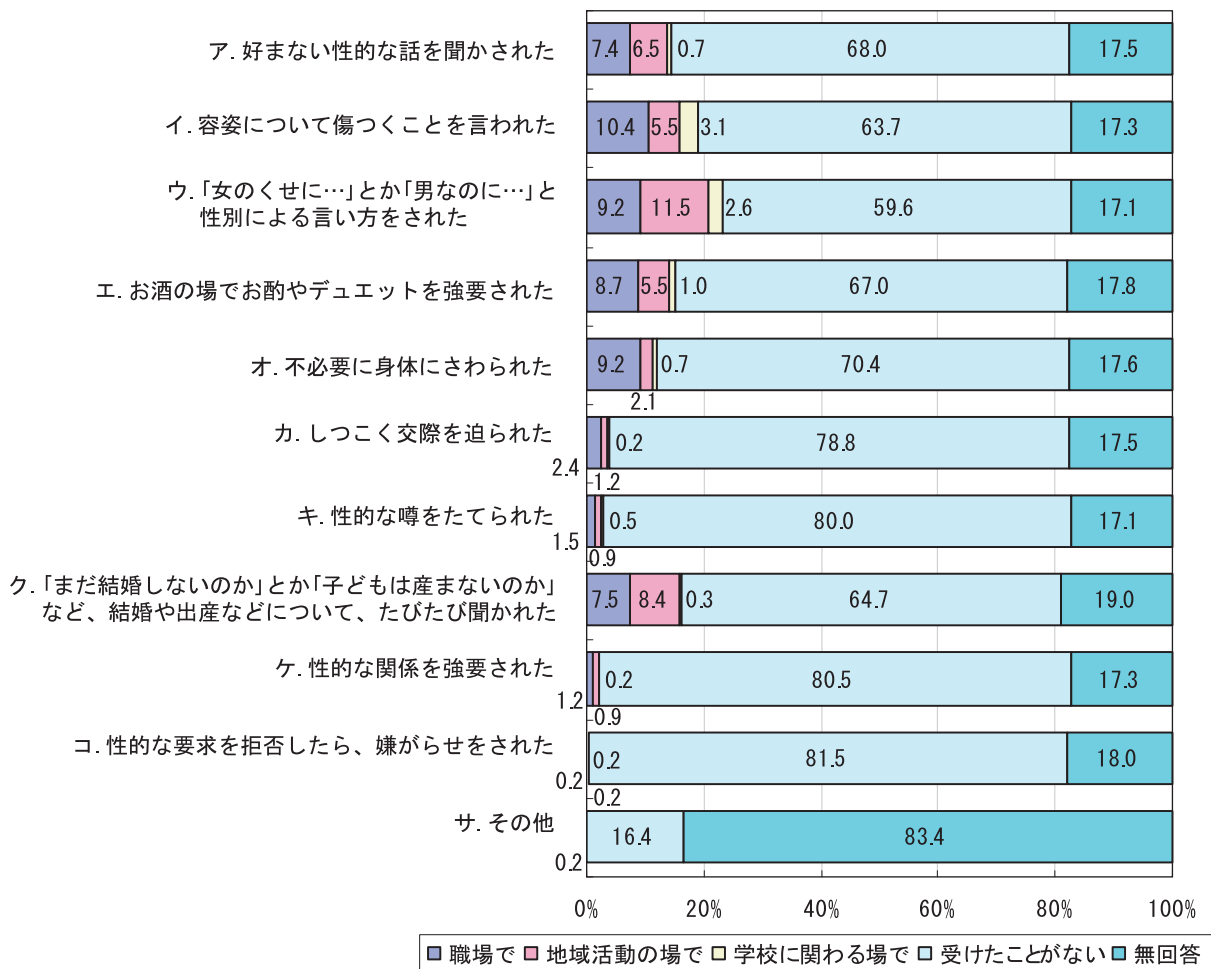
（女性）



資料：市民アンケート調査（平成24年）

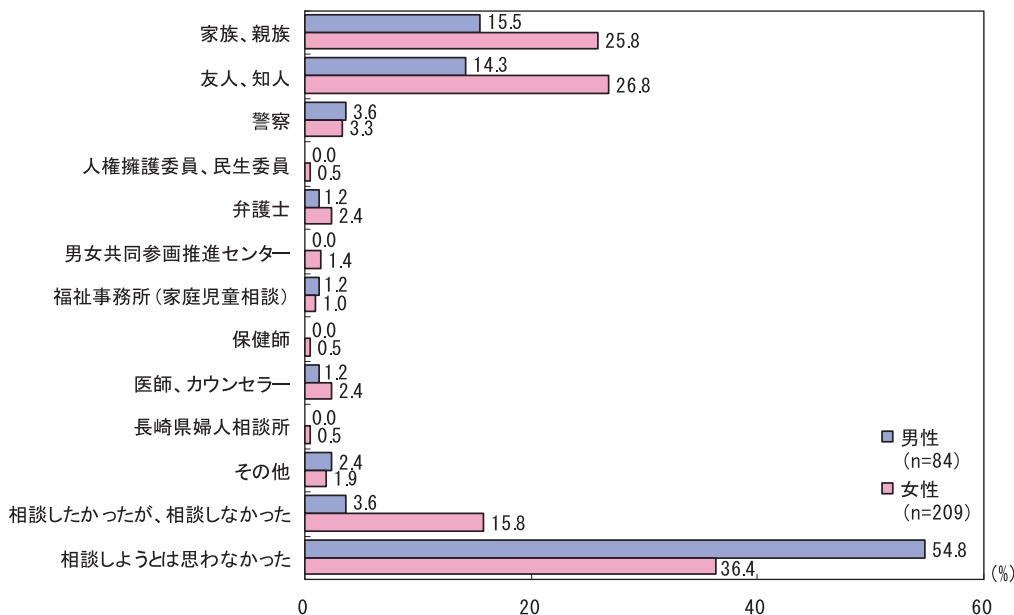


【職場でセクシャル・ハラスメントを受けた経験（女性）】



資料：市民アンケート調査（平成24年）

【DVやセクハラ被害にあったときの相談先】



資料：市民アンケート調査（平成24年）

## 施策の基本的方向

### 1. 人権に関する意識啓発

男女がお互いの権利を正しく理解し尊重し合うとともに、生涯にわたり協力して、男女共同参画社会を形成していくことができるよう、人権に関する学習機会の提供や教育、啓発活動を推進します。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女の互いを認め合う心を養う学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校において、発達段階に応じた指導計画を立案し、学校の教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女の互いを認め合う心を養います。</li> <li>● 学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒が互いの人権を尊重する教育の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育課
②情報モラル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な媒体で発信される情報を理解し、読み解く力を身に付け、男女の人権に関する正しい知識を得るための情報教育を推進するとともに、講座等を開催し、情報モラルに関する学習機会の拡充を図ります。</li> </ul>	生涯学習課

### 2. 性の尊重と生涯を通じた女性の健康支援

男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、お互いの性を尊重する意識を醸成します。また、身体、精神の両面から女性の生涯を通じた健康支援を図ります。

施策項目	取り組み内容	担当課
①性に関する学習と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 異性の人権を尊重するという視点で、性について学び、理解を深める場の充実を図ります。</li> <li>● 思春期の子どもたちが性と生殖に関して正しい知識を持ち、男女平等に基づく正しい異性観を持つことができるよう、発達段階に応じて適切な性教育を実施します。</li> </ul>	子ども支援課 学校教育課
②市の刊行物などの表現への留意	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の刊行物や庁内各課において作成配布される印刷物などに、性差別助長につながらない表現に努め、研修などによる職員の意識啓発を進めます。</li> </ul>	政策企画課 人事課 関係各課
③健康づくり意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりを推進するため、「健康づくり計画」を基に、健康づくり意識の普及・啓発を図ります。</li> </ul>	健康づくり課

施策項目	取り組み内容	担当課
④健康教育及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病の予防・改善のため、食事や運動等を中心に適正な生活習慣を身につけることを目的とした各種健康教室や健康相談の充実を図り、市民の健康づくりを支援します。</li> <li>● 更年期・妊娠など女性特有の問題に関して、身体的問題だけでなく心のケアも含めて、安心して相談できる体制の充実に努めます。</li> </ul>	健康づくり課 子ども支援課
⑤健康診査実施体制の充実と受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病予防のための特定健診や乳がん、子宮がんなど女性特有の各種がん検診、骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診率の向上に努め、市民の健康管理を推進します。</li> <li>● 市民が受診しやすい健診機会の確保と周知に努めます。</li> </ul>	市民窓口課 健康づくり課
⑥安心・安全に妊娠・出産できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期から夫婦とともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識について、健康教室の実施やパンフレットの配布等により普及・啓発を図ります。</li> <li>● 妊娠中の喫煙や飲酒が健康に及ぼす悪影響に関する情報提供に努めるとともに、パンフレット配布や健康教室の中で、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などを啓発、推進します。</li> <li>● 体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。</li> <li>● 男女が協力して育児ができるよう、「パパママひろば」を開催し、妊娠、出産、育児を通して男性の協力を促します。</li> </ul>	子ども支援課 健康づくり課

### 3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力は決して許されるものではないということが理解される社会づくりを推進します。また、暴力被害にあった女性の救済・支援体制の充実を図ります。

施策項目	取り組み内容	担当課
①女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性に対する暴力が性差別に基づく女性の人権侵害であることの認識を徹底し、相談時などにおける二次被害をなくすための意識啓発を進めるとともに、「広報うんぜん」や市のホームページ等を活用し、関係法令の周知を図ります。</li> <li>● 暴力による被害を未然に防止する相談窓口について、「広報うんぜん」や市のホームページ等を活用し、広く周知を図ります。</li> <li>● 性の商品化や暴力表現といった女性の人権を侵害するような風潮をなくすため、パンフレットなどを作成・配布し、啓発と有害環境の浄化に努めます。</li> </ul>	政策企画課
②セクシュアル・ハラスメントの防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民には講座の開催やパンフレットなどの作成配布、事業所には商工会などとの連携による啓発など、あらゆる機会を通じてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。</li> </ul>	政策企画課 商工労政課
③配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講座の開催やパンフレットの作成配布など、あらゆる機会を通じて、DV該当行為の周知徹底とDV防止に向けた啓発に努めるとともに、相談体制の充実、問題解決に向けた関係各課や関係機関の連携、協力体制の構築を進めます。</li> <li>● 県の配偶者暴力相談支援センターや警察などとの連携を図り、一時保護などの速やかな対応に努めます。</li> </ul>	政策企画課 子ども支援課

施策項目	取り組み内容	担当課
④ ストーカー行為防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「広報うんぜん」による啓発や、各種講座への盛り込みなどにより、ストーカー行為の定義や具体的な事案、それに対する警察がとりうる措置や自己防衛策の周知等に努めるとともに、警察署や長崎被害者支援センターと連携を図り、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	政策企画課 市民安全課
⑤ その他の暴力防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性犯罪や売買春などの暴力について、相談体制の充実を図ります。</li> <li>● 援助交際や出会い系サイトなどの危険性について、携帯電話などのメディアに関する講習会等を開催し、啓発に努めます。</li> </ul>	政策企画課 市民安全課 生涯学習課

#### 4. 高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境の整備

性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、誰もが生きがいをもって地域活動に参加できる男女協働による体制づくりを推進します。

施策項目	取り組み内容	担当課
① 高齢者の自立支援と地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援や生活環境の整備など、社会参加の支援に努めます。また、介護予防事業の推進に努めます。</li> <li>● 老人クラブ連合会等と連携し、高齢者が気軽に通える教室などの開催、地域において高齢者が集える場所づくり、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。</li> <li>● シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。</li> </ul>	福祉課
② 障害者の自立支援と地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人もない人も地域で安心して生活できるように、生活環境の改善や障害者理解を促進する啓発活動を推進します。</li> <li>● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するとともに、就職支援や障害者雇用に伴う助成金制度の周知等に努め、社会参加と自立生活への支援を行います。</li> </ul>	福祉課